



午後一時から  
午後三時まで

米子市巖公民館

鳥取県告示第五百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、光徳土地改良区の定款の変更を平成元年五月二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体 岩美町	土地改良事業の名称 水田利用再編対策推進事業岩常地区区画整理 水田農業確立対策推進事業坊谷地区	工事を完了年月日 平成元年三月十五日 平成元年三月三十一日
-------------	---	-------------------------------------

鳥取県告示第五百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体 大山町	土地改良事業の名称 同和对策農業基盤整備事業中高地区ほ場整備	工事を完了年月日 昭和五十六年三月三十一日
-------------	-----------------------------------	--------------------------

鳥取県告示第五百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体 財団法人鳥取県農業開発公社	土地改良事業の名称 公社営畜産基地建設事業大成地区農用地造成	工事を完了年月日 昭和六十三年三月二十日 昭和六十年十一月三十日
-----------------------	-----------------------------------	--

鳥取県告示第五百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
米子市	土地改良総合整備事業（水田農業確立 対策特別型）尾高地区農業用排水 単県土地改良事業吉谷地区区画整理	昭和六十三年三月二十 五日
〃	〃	〃

鳥取県告示第五百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成元年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八束水字短尾二七〇八の一〇〇、二七〇八の一〇一、二七〇八の一〇二・二七〇八の一〇三（以上二筆について次の図に示す

部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百七十号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

境港市佐斐神町字砂浜ノ一 二の一から二の三まで、字砂浜ノ二 六、字砂浜ノ三 九、一二、字砂浜ノ四 一五、字砂浜ノ五 二一、二四、字砂浜ノ六 二八の一、三一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百七十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成元年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市生山字捨樋谷五九五の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百七十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成元年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字山手字堤谷上分六二〇・字笹谷上分六二四の一（以  
上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百七十三号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条第一  
項の規定に基づき、鳥取県松くい虫被害対策実施計画を変更したので、同  
条第四項の規定により告示する。

その関係書類は、鳥取県農林水産部造林課及び各地方農林振興局に備え  
置いて縦覧に供する。

平成元年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百七十四号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規  
定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五

条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

イ 八頭郡郡家町、船岡町、八東町及び用瀬町、東伯郡東郷町、関金町、大栄町、東伯町及び赤碕町、西伯郡日吉津村、淀江町及び西伯町並びに日野郡溝口町、江府町、日野町及び日南町の各一部（別紙のとおりとする。）

ロ 鳥取市、気高郡気高町並びに東伯郡泊村及び北条町の各一部（別紙のとおりとする。）

2 期間

平成元年六月五日から同年七月十五日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一の1に掲げる区域内において松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木について、一の1のイに掲げる区域にあっては航空機を利用して行う薬剤による防除を、一の1のロに掲げる区域にあっては地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。  
2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、一の2に定める期間経過後、速やかに当該措置に係る松の樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に提出すること。

3 知事は、三に掲げる措置を行うべき者が一の2に掲げる期間内に三の措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みのないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

4 知事は、3により措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべきものが自らその措置を行った場合に受けることができる損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をそのものから徴収することがある。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部造林課、各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百七十五号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第五条第一項の規定に基づき、松くい虫の特別防除を行うので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

鳥取市、倉吉市、米子市、岩美郡国府町及び福部村、気高郡鹿野町及び青谷町、東伯郡三朝町並びに西伯郡中山町、名和町、大山町、岸本町、会見町及び西伯町の各一部（別紙のとおりとする。）

2 期間

平成元年六月五日から同年七月十五日まで

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部造林課、各管轄地方農林振興局並びに係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成元年五月十二日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成元年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長 (メートル)
鳥取市東町一丁目二七二 鳥取県知事 西尾邑次	境港市竹内団地一〇八	幅員 一一・〇〇 延長 四六二・五

鳥取県告示第五百七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成元年五月十二日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成元年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長 (メートル)
鳥取市東町一丁目二七二 鳥取県知事 西尾邑次	境港市竹内団地五三一 五及び二〇三	幅員 一一・一八 延長 四七六・五

鳥取県告示第五百七十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成元年五月十二日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成元年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 鳥取市東町一丁目二七二 鳥取県知事 西尾邑次	道路の位置の指定場所 境港市竹内団地五九及 び五九一	道路の幅員及び延長 (メートル) 幅員 一・一八 延長 四〇〇・八
---	----------------------------------	--

鳥取県告示第五百七十九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成元年五月十五日から施行する。

平成元年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二号の表株式会社鳥取銀行の項中

気高郡気高町  
大字勝見

を

気高郡  
新町三

気高町  
丁目  
に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に

関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年五月十二日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	エキサイトキングVW	株式会社ニューギン
	ニュースノーバーズIII	
	ニュースノーバーズIV	
	ニュースノーバーズIVW	
	ニュースノーバーズIV	
	シェーカー一	株式会社大一商会
	シェーカー二	
	スーパージョン四	
	UFOジャック	株式会社平和
	Missこうもりさん	
F一	株式会社パール工業	
回胴式遊技機	センチユリー二一	株式会社瑞穂製作所